

新型コロナウイルスに関連した法務対応

NPO 向け Q&A

牛込橋法律事務所

弁護士 瀧口徹

takiguchi@ushigomelaw.jp

<https://ushigomelaw.jp/>

この Q&A は、新型コロナウイルスの影響が広がる状況下で NPO が直面しやすい法律問題に関する情報を提供することを目的に作成したものです。

内容については随時修正・加筆していくことを予定しています。最新版 Q&A については、以下の URL からご確認ください。

(URL) <https://ushigomelaw.jp/npoQA.html>

NPO からの個別のご相談もお受けしていますので、Q&A でカバーされていない点など、ご相談を希望される方は、上記メールアドレス宛のメールや、上記 HP 上の問い合わせフォームよりご連絡ください。

<目次>

- 1 NPO 法人の運営関連
 - 1.1 (総会) 社員を集める形で NPO 法人の定時社員総会を開催することが難しいがどうしたらよいか。
 - 1.2 (理事会) 理事・監事を集める形で NPO 法人の理事会を開催することが難しいがどうしたらよいか。
 - 1.3 (事業報告) 通常と異なる法人運営を余儀なくされており、事業報告書を期限までに所轄庁に提出することが難しいがどうしたらよいか。
- 2 公益社団法人・公益財団法人の運営関連
 - 2.1 (総会・評議員会・理事会) 社員・評議員・理事・監事を集める形で総会・評議員会・理事会を開催することが難しいがどうしたらよいか。
 - 2.2 (事業報告) 通常と異なる法人運営を余儀なくされており、事業報告書を期限までに所轄庁に提出することが難しいがどうしたらよいか。
- 3 イベント開催
 - 3.1 法人が自主開催する有料イベントを中止することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。
 - 3.2 法人が自主開催する有料イベントを延期することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。
 - 3.3 法人が自主開催する有料イベントを別の形態で開催（会場での開催をオンライン開催に変更）することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。
 - 3.4 これから法人が自主開催する有料イベントについて、新規で参加受付を開始したい。参加申込者との関係でどのような点に注意すべきか。
- 4 契約関連
 - 4.1 他社や自治体から受託したイベントや講演会が、新型コロナウイルスの影響で委託者の判断により中止となった。受託者である法人が準備費用や会場代を支出している場合、これらの費用を委託者に請求することは可能か。
 - 4.2 今年の 4 月以降に開催するイベントや講演会を他者や自治体から受託するにあたり、現在契約交渉をしている。受託者の立場から、現状に照らして契約書に盛り込んでおくべき事項や注意事項を教えてください。
- 5 従業員関連
 - 5.1 新型コロナウイルスに関連して従業員が休業する場合、どのようなことに気をつけるべきか。
 - 5.2 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず従業員を休業させる場合、どのようなことに気を付けるべきか。
- 6 資金繰り関連

- 6.1 新型コロナウイルスの影響で資金繰りが逼迫している。法的観点から特に気を付けるべき点は何か。
- 6.2 新型コロナウイルスの影響で、法的整理手続を検討している。どのような選択肢があるか。

1 NPO 法人の運営関連

1.1 (総会) 社員を集める形で NPO 法人の定時社員総会を開催することが難しいがどうしたらよいか。

以下の対応により、実際に社員が集まらない形で総会を開催することが可能です。

① オンライン会議ツールを用いた開催

オンライン会議ツールによって、実際の会議と同等の環境が整備されるのであれば、当該ツールを用いた開催により社員総会を開催したものと認められます。その場合、以下の各点には注意が必要です。

- (ア) 招集通知において、当該ツールへのアクセス方法 (URL とパスワード等) や、インターネット等の手段を用いた議決権行使の具体的方法等、社員がインターネット等の手段を用いて総会に出席し、審議に参加し、議決権を行使するための方法など、会議に参加し議決権を行使するために必要な情報を記載すること
- (イ) 役員のみならず、社員も発言したいときは自由に発言でき、その発言を他の出席者にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていること
- (ウ) 議事録にオンライン会議ツールを用いた旨と、双方向性等に問題がないことを確認した旨の記載をすること

② 委任状・書面表決の方法による参加の推奨

NPO 法人の社員は書面・電磁的方法 (電子メール) による表決や、代理人による表決をすることが可能です (NPO 法 14 条の 7 第 2 項)。

この方法は、下記③の決議の省略とは異なり、総会自体は通常の方式や上記①の方式で開催することを前提に、希望する社員 (総会への出席が難しい又は出席を希望しない社員) について、書面・電子メールによる表決や、代理人に委任する形 (例: 代表理事に表決を委任する旨の委任状を事前に代表理事に提出しておく方法) による表決を積極的に推奨する方法です。

委任や書面表決の方法については各法人の定款において具体的に定められていることが多いと思います。社員が提出する書面に不備があると定足数や総会の有効性に疑義が生じる可能性があるため、NPO 法人としては法令と定款に従った方法を社員に積極的にアナウンスする (例: 招集通知送付時に書式を提供する) ことをご検討ください。

③ 書面・電磁的記録による社員総会の開催

NPO 法 14 条の 9 に従った総会の開催方法です。書面やメールで社員の全員から「賛成」の意思表示があった場合に、社員総会の議決があったものとみなす規定です。

この方法による場合、期限までに全員の賛成の意思表示が必要で、仮に全員の賛成が集まらなかった場合（一部返信がなかった場合等）には、総会（決議）が成立しないこととなりますので、社員数が多い法人や、連絡の取り辛い社員が含まれる法人の場合には慎重な対応が必要です。

（参考）内閣府 NPO ホームページ：

https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa#qa_01

- 1.2 （理事会）理事・監事を集める形で NPO 法人の理事会を開催することが難しいがどうしたらよいか。

NPO 法上、理事会については特段の規定がありませんので、基本的には NPO 法人の定款の定めに従って開催することになります。定款等で、現実に役員が集合する形での理事会開催を前提にしたような規定がある場合を除けば、総会と同様、オンライン会議ツールを用いた開催が可能と考えられます。（この場合の注意事項については総会の場合と同様です。）

- 1.3 （事業報告）通常と異なる法人運営を余儀なくされており、事業報告書を期限までに所轄庁に提出することが難しいがどうしたらよいか。

まずは、提出の遅滞について、客観的にみて合理的な理由があるといえるか、という観点からの法人内部での検討が必要です。内閣府は Q&A において以下の回答をしていますが、最終的には所轄庁が個別具体的なケースに照らして提出遅滞に合理的理由があるか否かを判断することになる可能性が高いと思います。そのため、基本的には期限内の提出を目指し、どうしても難しい場合には、状況を整理したうえで、所轄庁に事前に（本来の提出期限よりも前に）相談するようにしましょう。

（参考）内閣府 NPO ホームページ：

https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa#qa_02

2 公益社団法人・公益財団法人の運営関連

2.1 (総会・評議員会・理事会) 社員・評議員・理事・監事を集める形で総会・評議員会・理事会を開催することが難しいがどうしたらよいか。

内閣府公益認定等委員会事務局は、「新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応する」旨を発表しています。

従いまして、状況次第では開催時期を遅らせることも可能と考えられますが、「やむを得ない事由」や「状況が解消された後合理的な期間内」といった点については、法人として合理的な説明ができる事情があるかを個別に判断されることになると思いますので、開催延期の判断は慎重に行う必要があります。

なお、開催延期ではなく以下のいずれかの方法により開催することも可能ですので、これらの方法による開催も検討したうえで、なお開催を延期すべき事情があるか、という観点から対応を決定する必要があると考えます。

① 社員総会

書面・電磁的方法による議決権の行使（一般法人法 51・52 条）や議決権の代理行使（同 50 条）、決議の省略（同 58 条）

② 評議員会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web 会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。決議の省略（一般法人法第 194 条）によることも可能です。

③ 理事会

出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境であれば、Web 会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することもできます。定款の定めがある場合には決議の省略（一般法人法第 96 条）によることも可能です。

（参考）公益法人 Information

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200319_houjinunei.pdf

2.2 (事業報告) 通常と異なる法人運営を余儀なくされており、事業報告書を期限までに所轄庁に提出することが難しいがどうしたらよいか。

上記の会議運営と同様、内閣府公益認定等委員会事務局は、「やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応」するとしています。

この点も、各法人の事情が「やむを得ない事由」に該当するかどうかは慎重に検討する必要がありますので、実際に提出が遅れる場合には提出期限よりも前に内閣府等に問い合わせをしたうえで対応を決定するようにしましょう。

(参考) 公益法人 Information

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/20200319_houjinunei.pdf

3 イベント開催

3.1 法人が自主開催する有料イベントを中止することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。

(払い戻しの要否)

イベント参加申込時に、参加予定者がどのような条件を前提に申し込みをしたか、により対応が分かれることになります。

- ① 「不可抗力又は主催者の判断によるイベント中止の場合には払い戻しはしない」という条件を含む規約などに同意していた場合
→「主催者の判断」による中止について払い戻しはしない旨の明記があり、かつ、今回のような状況下で主催者がイベント中止の判断をすることに合理性が認められますので、基本的には払い戻し不要と考えられます。
- ② 「不可抗力によるイベント中止の場合には払い戻しはしない」という条件を含む規約などに同意していた場合
→感染の拡大状況、イベントの性質（人数規模、会場の広さ・形状）、行政からの要請・指導の内容などをふまえ、「不可抗力」にあたるかについて、個別の判断が必要となります。
- ③ 特に上記のような規定を設けていなかった場合（同意のプロセスが不十分な場合も含む）
→原則として払戻しが必要と考えられます。（不可抗力によりイベントの開催が不可能となるようなケースでは、参加予定者はイベント参加に関する契約を解除して参加料の払い戻しを請求することができると考えられます。）

(その他の対応)

上記いずれの場合であっても、開催の有無について早期に判断をし、参加予定者に確実な方法で通知・周知をすることが重要です。参加予定者が開催の有無について知るタイミングが遅くなればなるほど、参加予定者の損害が拡大する可能性が高まります（例：遠方からの参加者の交通・宿泊のキャンセル料等）。従いまして、法的紛争に発展することを避けるという意味でも早期の判断・周知が必要です。

3.2 法人が自主開催する有料イベントを延期することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。

延期後のイベントに参加できない方など、払い戻しを請求してきた参加予定者に対しては、払い戻し対応が必要と考えられます。

なお、当初の参加申込の受付時に「やむをえない事由による日程変更がありうる」ことが、規約などに明記され、参加予定者がこれに同意していた場合には返金は不要と考えられます。感染状況が不確定な時期のイベント開催を今後予定している場合には、チケット販売時に上記の旨を明記する等の対応も検討ください。

- 3.3 法人が自主開催する有料イベントを別の形態で開催（会場での開催をオンライン開催に変更）することになった。参加予定者に対してどのような対応が必要か。

変更後のイベントへの参加を希望しない方など、払い戻しを請求してきた参加予定者に対しては、払い戻し対応が必要と考えられます。

なお、当初の参加申込の受付時に「やむをえない事由による開催方法の変更がありうる」ことが、規約などに明記され、参加予定者がこれに同意していた場合には返金は不要と考えられます。感染状況が不確定な時期のイベント開催を今後予定している場合には、チケット販売時に上記の旨を明記する等の対応も検討ください。

- 3.4 これから法人が自主開催する有料イベントについて、新規で参加受付を開始したい。参加申込者との関係でどのような点に注意すべきか。

主に、①イベントが中止となった場合の参加費の払い戻しに関する法人の方針を決定し申込受付時に規約等に同意してもらうこと、②各参加予定者に参加にあたっての注意事項を事前に周知しておくこと、という2点が重要です。

上記①については、イベントが中止となった場合にも法人として一部又は全部の払い戻しに「応じない」ことがあり得るという方針で進める場合には、「感染症の拡大、国・地方自治体による指示などの不可抗力又は主催者の合理的な判断によるイベント中止の場合には参加費の払い戻しはしない」といった内容を、参加申込みを受け付けるフォーム等に記載して分かりやすく示す対応が必須です。

なお、イベントが中止となった場合に払い戻しに応じるか否かの判断にあたっては、イベントの規模や趣旨、参加費の額等に加え、有料のイベント会場等を使用する場合に当該会場のキャンセルポリシーがどのようなになっているか（法人がキャンセル料相当額の負担を強いられる可能性がどの程度あるか）、といった要素も重要です。

上記②については、イベントの開催時には主催者としてはイベント参加者の健康・安全を守る義務を負うものと考えられますので、感染症が少しでも疑われる場合には参加しないこと、来場時にはマスクを着用すること、来場時に健康チェックシートの記入や検温を求めること（その結果により入場を断るケースがあること）等の予防対策を法人内で検討の

うえ、参加予定者に事前周知するようにしてください。

4 契約関連

- 4.1 他社や自治体から受託したイベントや講演会が、新型コロナウイルスの影響で委託者の判断により中止となった。受託者である法人が準備費用や会場代を支出している場合、これらの費用を委託者に請求することは可能か。

開催中止の判断が、感染症拡大の状況や一般的な対応状況に照らして合理的なものである場合には、受託者側が準備のために負担した費用について委託者に請求することは、契約書に特段の規定を盛り込んでいない限り難しいと解されます。

- 4.2 今年の4月以降に開催するイベントや講演会を他者や自治体から受託するにあたり、現在契約交渉をしている。受託者の立場から、現状に照らして契約書に盛り込んでおくべき事項や注意事項を教えてください。

イベントが中止になった場合でも業務委託料の全額の支払いを請求できるような条件で契約を締結できれば受託者にとって最も有利と言えますが、委託者にとっては極めて不利な条件となることから、委託者がそのような条件に応じる可能性は低いと思います。

イベントが中止になった場合の費用を委託者と受託者が公平に負担するという観点からは、イベントが中止になった場合には、それまでの準備に要した費用を算出し、合理的と認められるもの（例えば費用の支出前に委託者と受託者が当該費用支出について合意したもの）については、委託者と受託者が各2分の1を負担するような条件設定とすることも考えられます。

ただ、契約上の条件設定で全ての負担がカバーされるわけではありませんので、イベント中止があり得ることを前提に、費用負担のタイミング（例：会場予約のタイミング）を遅らせる等の実務上の負担回避策も併せて実施する必要があると思います。

5 従業員関連

5.1 新型コロナウイルスに関連して従業員が休業する場合、どのようなことに気をつけるべきか。

休業の必要性や賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとの判断となりますが、「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当を支払う必要があります（労働基準法第 26 条）。

たとえば、新型コロナウイルスの感染の有無が判らない時点で、発熱などの症状があるため従業員が自主的に休む場合は、通常の病欠と同様に取り扱うことになると考えられます。一方、例えば発熱などの症状があることのみをもって一律に従業員に休んでもらう措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となると考えられます。

5.2 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず従業員を休業させる場合、どのようなことに気を付けるべきか。

休業の必要性や休業期間中の休業手当の支払いの要否について慎重に判断する必要があります。

「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当を支払う必要があります（労働基準法第 26 条）、不可抗力による休業の場合は休業手当を支払う必要がありません。

事業の休止が使用者の最善の努力によっても回避できないものか（休業回避のための具体的努力をしているか）、自宅勤務や他事業への従事などの方法で業務に従事することができないか等の事情を総合的に勘案して判断することが求められます。

6 資金繰り関連

6.1 新型コロナウイルスの影響で資金繰りが逼迫している。法的観点から特に気を付けるべき点は何か。

まずは金融機関からの借入れ・公的補助の利用といった財務状態を回復するための現実的な対応が第一ですが、法的観点からは、①契約関係を確認したうえでの支払先との交渉、②完全に資金枯渇する前に手続の選択肢を冷静に分析・検討することが必要です。

①については、支払先との交渉なしに債務の履行を送らせてしまうと、単に支払先に迷惑がかかるという以上の問題を招くことになります。具体的には、債務不履行を理由とする損害賠償請求を受ける、分割払いの金銭債務について期限の利益を失う（一括弁済を求められる）といった不利益が想定されます。また、債務不履行により財産の差押え・仮差押えを受けるような事態に陥ると、別の当事者と締結している契約についても解除事由に該当して解除されてしまうなど、直ちに事業の存続ができない状態に至ることがあり得ます。従いまして、債務の履行が難しい状況に陥ることが想定される場合には、各支払先との契約内容を確認のうえで、個別に支払期限の延長等の交渉を行うことが重要です。

②については、法人の手元資金が少なくなればなるほど選択可能な手続の幅は狭まっています（例えば、法人を破産する場合にも一定の費用が掛かりますが、再生手続を選択する場合には破産よりも多くの費用を要します。）。そのため、資金繰りが逼迫する可能性があることを認識した段階で、専門家（顧問税理士や弁護士など）に相談をし、どのような選択肢があるのかを具体的に把握するようにしてください。

以上